

見附市告示第51号

見附市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

見附市長 稲田 亮

見附市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（平成29年見附市告示第76号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事業は」の次に「次の各号に掲げるものとし」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 危険住宅については、原則として除却するものとする。
- (2) 危険住宅に代わる住宅については、原則として別の危険住宅の購入又は改修によるものであってはならない。
- (3) 原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (4) 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

別表市内の危険住宅の除去等に要する経費の項中「1戸当たり」の次に「最新年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり」を加える。

別記第1号様式中

「

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

」を

「

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

電話 \_\_\_\_\_

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

」に、

「

添付書類等	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 移転事業実施計画書 <input type="checkbox"/> 危険住宅の除却等の見積書 <input type="checkbox"/> 住宅建設、購入又は改修の見積書 <input type="checkbox"/> 土地購入の確約書 <input type="checkbox"/> 敷地造成の見積書 <input type="checkbox"/> 金融機関の利息計算書 <input type="checkbox"/> 位置図、がけ断面図及び除却前の危険住宅の写真 <input type="checkbox"/> 移転先の位置図
-------	---

」を

「

添付書類等	<input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 移転事業実施計画書 <input type="checkbox"/> 危険住宅の除却等の見積書 <input type="checkbox"/> 住宅建設、購入又は改修の見積書 <input type="checkbox"/> 土地購入の確約書 <input type="checkbox"/> 敷地造成の見積書 <input type="checkbox"/> 金融機関の利息計算書 <input type="checkbox"/> 位置図、がけ断面図及び除却前の危険住宅の写真 <input type="checkbox"/> 移転先の位置図 <input type="checkbox"/> 新築住宅の省エネ基準判定資料
-------	--

」に改

める。

別記第3号様式、別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中

「

届出者 住所

氏名

印

」を

「

届出者 住所

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

」に改

める。

別記第9号様式中

「

住所

氏名

印

」を

「

住所

氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。